

博多ポートタワー展望室室内照明設備等の計画及び改修・増強
業務委託企画提案募集要項

令和 7 年 8 月

福岡市港湾空港局総務部総務課

本募集要項は、「博多ポートタワー展望室室内照明設備等の計画及び改修・増強業務委託」（以下、「本業務」という。）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。

1 委託件名

博多ポートタワー展望室室内照明設備等の計画及び改修・増強業務委託

2 目的

博多港のシンボルである博多ポートタワーは、地域経済や市民生活を支える博多港の役割について市民の理解を促進するためのPR施設である。また、地上70mの展望室からは市街地や博多湾を360度の大パノラマで見渡すことができ、眺望体験という魅力を有する施設でもある。しかし、展望室室内の照明設備が老朽化しているなど十分でなく、日中に比べて夜間の来場者数が少ない傾向にあるため、照明設備の改修・増強等を行うことで施設の魅力向上を図り、集客力を高めるために、以下の3つの目的達成を目指すもの。

- ①来館者の体験価値の向上
- ②視覚的訴求力と発信力の強化
- ③貸切利用やイベント対応力の向上による利活用促進

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

4 提案限度額

上限額 17,100,000 円（消費税及び地方消費税額含む）

5 委託内容

- (1) 本業務における全体プラン
- (2) 実施設計
 - ①照明設備に関する設計
 - ②映像設備の設計
 - ③可搬設備対応の設計
- (3) 演出シミュレーションの実施
- (4) 照明設備等の設置・導入

※ その他詳細は、「博多ポートタワー展望室室内照明設備等の計画及び改修・増強業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。ただし、契約時における仕様書は、最優秀提案者として選考された企画提案内容を基に事業者と協議のうえ決定する。

6 提案競技スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 募集開始（公示日） | 令和7年8月5日（火） |
| (2) 現場説明会参加申込締切 | 8月15日（金）17時 |
| (3) 現場説明会 | 8月20日（水）14時 |
| (4) 質問書締切 | 8月21日（木）17時 |
| (5) 質問の回答 | 8月22日（金）（予定） |
| (6) 参加申込締切 | 9月1日（月）12時 |
| (7) 企画提案書締切 | 9月12日（金）12時 |
| (8) 事業者選定委員会（プレゼンテーション） | 9月18日（木）午後 |
| (9) 最優秀事業者決定および通知 | 9月19日（金）（予定） |
| (10) 契約締結 | 9月24日（水）（予定） |

※ 応募多数の場合は、一次審査（書面）を実施する。

7 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件を満たす者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づ

く再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 下記 8 に記載の現場説明会に参加すること。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 および第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 現場説明会

本提案競技の実施にあたっては、下記のとおり現場説明会を開催する。

なお、現場説明会への参加は本提案競技参加の条件であるため、必ず参加すること。

(1) 実施日時

令和 7 年 8 月 20 日（水）14 時～（1～2 時間程度を予定）

(2) 実施場所

博多ポートタワー展望室（福岡市博多区築港本町 14 番）

※当日は 14 時までに、博多港ベイサイドミュージアム入口に集合願います。

(3) 提出期限・提出方法

令和 7 年 8 月 15 日（金）17 時までに、「様式 1」現場説明会参加申込書を電子メールにて提出（必着）すること。また書類を提出した際は、その旨を(4)に記載する電話番号に連絡すること。

(4) 現場説明会参加申込書の提出・問い合わせ先

〒812-8620 福岡市博多区沖浜町 12-1 博多港センタービル 8 階

福岡市港湾空港局総務部総務課 担当：松崎、中村

TEL:092-282-7183(直通)

メールアドレス：somu.PHB@city.fukuoka.lg.jp

9 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木）17 時まで

(2) 提出先・提出方法

様式2「質問書」を作成のうえ、8(4)に記載するメールアドレスへ提出すること。

また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※ 提出する際のメール件名は、「(提出月日)_(提案事業者名)_質問書」

(※ () は各々必要事項を記載) とすること。

(3) 質問についての回答

回答は、令和7年8月22日(金)に下記の福岡市ホームページ上に掲載予定。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

10 提案競技参加申込

提案競技に参加する者は、(1)に示す書類を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。上記期限に提出が間に合わない場合は、契約締結日までに追加提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書(様式3)

※ JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

※ 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

※ 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

※ 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

※ 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
- ※ 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
 - ※ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑤ 消費税および地方消費税納税証明書
- ※ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
 - ※ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。
- ⑥ 委任状(様式第3-2号)
- ※ この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第3-2号により委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書(様式第3-3号)
- ※ 様式第3-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿(様式第3-4号)
- ※ 様式第3-4号に、代表者および役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
 - ※ この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
 - ※ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
- ※ 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
 - ※ 個人の場合は、様式第3-5号をもとに作成のうえ提出すること。

(2) 提出期限

令和7年9月1日(月)12時まで(必着)

(3) 提出先・提出方法

8(4)に記載するメールアドレスへ提出すること。また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

ただし、②～⑨の書類の提出が必要な場合は、「郵送」又は「直接持ち込み」によること。

※ 電子データのファイル形式はPDFとし、ZIPファイルに取りまとめの上、

メール件名及びファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_提案競技参加申込」(※ () は各々必要事項を記載) とすること。

※ 添付ファイル合計は 10MB 以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

(4) 留意事項

- ① 提出期限以降の提出は、一切受け付けない。
- ② 共同企業体で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成事業者一覧」(書式自由)を作成すること。なお、すべての構成員が(1)に記載の提出資料を準備し、代表事業者が取りまとめて提出すること。
- ③ 提案競技参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式第4号)を8(4)に記載するメールアドレスへ提出すること。また、参加辞退届を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

11 企画提案書について

「10 提案競技参加申込」を行った者は、以下のとおり企画提案書等関係書類を提出すること。

(1) 提案書の内容

資料2「提案書作成要領」、資料3「提案競技評価表」、資料4「仕様書(案)」を参照のうえ作成すること。

(2) 提案書と同時に提出する書類

○見積書(事業者名及び押印なし)

- ・見積書の様式は任意とする。
- ・見積書に記載する経費の内訳は、できる限り詳細に分けて記載すること。

※原本(正本1部、副本2部)とは別に、事業者名を記載し、押印したものを1部提出すること。

(3) 提出期限

令和7年9月12日(金)12時まで(必着)

(4) 提出先・提出方法

8(4)に記載するメールアドレスへ提出すること。また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※ 企画提案書は、参加事業者名を記載したもの(正本)と、参加事業者名が分からないように消したもの(副本)の2種類をそれぞれ提出すること。

※ 電子データのファイル形式はPDFとし、ZIPファイルに取りまとめの上、メール件名及びファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※ () は各々必要事項を記載) とすること。

※ 添付ファイル合計は10MB以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して送信すること。

12 提出書類の取り扱い

- ① 提出後の書類の変更は認めない。ただし誤字・脱字の場合はこの限りではない。
- ② すべての提出書類は返却しない。
- ③ 提出書類は選定及び審査以外の目的に使用することはない。
- ④ 提出書類は選定及び審査の事務に必要な場合に限り複製することがある。

13 提案競技選定委員会

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を下記のとおり実施する。

委員会参加事業者については、以下のとおりプレゼンテーション（提案内容の説明及び質疑応答）を対面にて行う。

(1) 審査実施日等

プレゼンテーションは、当該事業を主に実施する担当者が行うこと。

① 日時

令和7年9月18日（木）午後

※ 事業者ごとの開始時間などの詳細は、別途お知らせする。

② 時間

25分（説明20分・質疑応答5分）

※ プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

③ 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価が一定基準に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(2) 結果通知

令和7年9月19日（金）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて本市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

14 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点は、資料3のとおりとする。

(3) 最低基準

合計点が60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続

提案競技選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

15 その他、留意事項

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

(4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。

(5) 提出された提案書は、事務局において業者選定の事務に限り複製する場合がある。

(6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。

(8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。